

公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）において、外部から委託を受けて行う研究（治験に係るものを除く。以下「受託研究」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(受入れ基準)

第2条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の業務に支障が生ずるおそれがないと認められる場合に受け入れることができる。

(受入れの条件)

第3条 受託研究を受け入れようとする場合は、次の各号に掲げる条件を付することとする。

- (1) 委託者は、委託料（消費税及び地方消費税の額を含む。以下「委託料」という。）を指定した期日までに納付すること。
- (2) 受託研究に関し、購入した設備及び備品は、本学の所有とすること。
- (3) 受託研究の結果に関する公表は、受託者がこれを行うこと。
- (4) 委託者の都合により、受託研究の全部又は一部を取り消す場合は、既納の委託料を委託者に返還しないこと。
- (5) 本学又は受託者の都合により、受託研究を中止することができること。
この場合において、既納の委託料に相当する額を委託者に返還できること。
- (6) 天災等やむを得ない事由により受託研究を中止した場合、本学は、委託者の受ける損害についてその責を負わないこと。
- (7) 委託料の出納、保管及び管理は、法人が行うものであること。

（一部改正 平成30年達第11号）

(受託研究の申請)

第4条 委託者は、研究を委託する場合、研究委託申込書（別記様式第1号）を作成し、委託しようとする研究代表者（医学研究科、薬学研究科及び病院にあっては、研究代表者の属する分野（部門を含む。）の責任者をいう。以下「研究代表者等」という。）に提出するものとする。ただし、当該受託研究が、競争的資金等（公立大学法人名古屋市立大学における競争的資金等の取扱いに関する規程（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達26号）第3条第1項の競争的資金等をいう。以下同じ。）による研究である場合には、その研究を公募した者が発行する採択通知書等の写しをもって研究委託申込書に代えることができるものとする。

- 2 研究代表者等は、委託者から前項の研究委託申込書の提出があった場合において、適当と認められるときは、受託研究承認申請書（別記様式第2号）に研究委託申込書を添付し、所属長（各研究科長、病院長、事務局長及び監査室長をいう。以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。
- 3 研究代表者等は、前項の規定による受託研究承認申請書を提出するにあたり、当該受託研究の内容について、公立大学法人名古屋市立大学安全保障輸出管理規程（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第97号）に定める事

項を事前に確認しなければならない。

(一部改正 平成19年達第47号、平成23年達第66号、平成26年達第49号、平成27年達第52号、平成30年達第11号、平成31年達第63号)

(受託研究の承認)

第5条 研究科長等は、前条第2項の規定による受託研究承認申請書の提出があった場合はその内容を審査し、適当と認められるときはこれを承認する。

2 研究科長等は、前項の承認を行った際には、受託研究の受け入れについて承認する旨を、受託研究決定通知書(別記様式第3号)により委託者に通知し、受託研究承認書(別記様式第4号)により研究代表者等に通知するものとする。

3 研究科長等が承認した受託研究については、これを理事長に報告するものとする。

(一部改正 平成26年達第49号、平成30年達第11号)

(間接経費)

第6条 委託者は、受託研究に関し、間接経費を支払わなければならない。

2 前項の間接経費は、委託料の15%に相当する額とする。ただし、競争的資金等において当該研究を公募した機関による間接経費についての定めがある場合は、その定めにおける上限の額とする。

3 前項の規定に関わらず、理事長が特に認めた場合には、間接経費の支払いを免除または減額することができる。

(一部改正 平成30年達第11号)

(契約の締結)

第7条 研究代表者等は、研究科長等の承認を受けたときは、すみやかに契約を締結する手続きを行うものとする。

(一部改正 平成30年達第11号)

(研究の中止等)

第8条 研究代表者等は、受託研究を中止し、又はその内容等を変更する必要が生じたときは、受託研究変更(中止)承認申請書(別記様式第5号)を研究科長等に提出し、承認を受けるものとする。

(一部改正 平成30年達第11号)

(委託料の経費執行)

第9条 研究代表者等は、当該受託研究の目的以外に委託料を執行してはならない。

(一部改正 平成26年達第49号、平成30年達第11号)

(完了報告)

第10条 研究代表者等は、受託研究が完了したときは、速やかに受託研究完了報告書(別記様式第6号)を研究科長等に提出するものとする。

(一部改正 平成30年達第11号)

(実施細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関して必要な事項は、理事長が定める。

(一部改正 平成30年達第11号)

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 名古屋市立大学受託研究取扱要領（昭和57年9月30日学長決裁）は、廃止する。
- 3 この規程は、施行日以降新たに契約する受託研究について適用し、適用日前に契約された受託研究については、前項の規程による廃止前の名古屋市立大学受託研究取扱要領の規定による。
- 4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第66号）

- 1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の施行日から平成23年7月31日までの期間における申請に係る書類の様式については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第49号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第11号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に受け入れている受託研究の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第70号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程の発布の際、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学達で定める様式による用紙で、現に作成されているものは、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学達の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

様式第1号

年 月 日

(あて先)

公立大学法人名古屋市立大学
(研究科長等)

様

申込者

住 所

氏 名

印

研 究 委 託 申 込 書

下記のとおり研究を委託したいので受け入れてくださるようお願いします。

記

1. 研究の題目

2. 目的及び内容

3. 委託料 金 円

4. 希望研究代表者氏名

5. 完成希望期限 年 月 日

6. その他必要な事項

様式第2号

年 月 日

(研究科長等)

様

研究代表者等

所属

氏名

印

受託研究承認申請書

別紙のとおり研究の委託の申し込みがありましたので、下記により受け入れたく申請します。

記

1. 受入れ理由

2. その他必要な事項

3. 委託料

金

円

4. 安全保障輸出管理上の懸念の有無

① 本件は安全保障輸出管理制度の

対象外 対象→②へ

②【①で対象と回答した場合のみ回答】

別添「安全保障輸出管理チェックシート」のとおり

懸念なし 懸念あり→学術課に報告（必須）

様

(研究科長等)

公立大学法人名古屋市立大学

印

受託研究決定通知書

年 月 日付で申込のありました研究の受託について、公立大学法人名古屋市立大学において受け入れることといたしましたので、公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程第5条の規定により通知します。

記

1. 研究の題目

2. 目的及び内容

3. 委託料 金 円

4. 研究代表者氏名

5. 完成期限 年 月 日

6. その他必要な事項

様

(研究科長等)

氏名

印

受 託 研 究 承 認 書

年 月 日付で申請のあった研究の受託について下記により
承認します。

記

1. 研究の題目

2. 目的及び内容

3. 委託料 金 円

4. 研究代表者氏名

5. 完成期限 年 月 日

6. その他必要な事項

様

研究代表者等

所 属

氏 名

印

受託研究変更(中止)承認申請書

下記のとおり受託研究の変更(中止)をしたいので申請します。

記

1. 研究の題目

2. 研究代表者氏名

3. 承認番号

年承認第

号

4. 変更(中止)の理由及び内容

5. その他必要な事項

様

研究代表者等

所 属

氏 名

印

受 託 研 究 完 了 報 告 書

年 月 日付（ 年承認第 号）でご承認のありました
受託研究につきましては、完了しましたので下記のとおり報告します。

記

1. 研究の題目
2. 研究代表者氏名
3. 研究の成否
4. 収支決算
 - (1) 収入金額
 - (2) 支出金額
5. その他